

令和5年度（令和6年度への繰越明許費設定分）やまがた^{みら}未来くるエネルギー補助金交付要綱
新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>（蓄電池設備（非FIT型及びFIT型）に係る補助金の交付手続）</p> <p>第5条 蓄電池設備（非FIT及びFIT型）に係る補助金の交付を受けようとする者は、令和6年3月1日から令和6年7月1日までに、別に定めるところにより、事前申込書に係る書類を添付して、知事が指定する機関（以下「指定機関」という）を経由して知事に提出するものとする。</p> <p>2 一略一</p> <p>3 前項の受理決定の通知を受けた者は、補助対象設備と同時に導入した太陽光発電設備による電力受給開始日後30日を経過する日又は令和7年1月31日のいずれか早い日まで（既に電力受給を開始している者は、受理決定通知後30日以内）に、別に定めるところにより、補助金交付申請書（兼実績報告書）に係る書類を添付して、指定機関を経由して知事に提出するものとする。</p> <p>4及び5 一略一</p> <p>（木質バイオマス燃焼機器及び地中熱利用装置に係る補助金の交付手続）</p> <p>第6条 木質バイオマス燃焼機器及び地中熱利用装置に係る補助金の交付を受けようとする者は、令和6年3月1日から令和6年7月1日までに、別に定めるところにより、補助金交付申請書に係る書類を添付して、指定機関を経由して知事に提出するものとする。</p> <p>2～6 一略一</p> <p>別表</p>	<p>（蓄電池設備（非FIT型及びFIT型）に係る補助金の交付手続）</p> <p>第5条 蓄電池設備（非FIT型）に係る補助金の交付を受けようとする者は、令和6年3月1日から同年7月1日まで又は同年8月1日から同年11月29日までに、蓄電池設備（FIT型）に係る補助金の交付を受けようとする者は、同年3月1日から同年7月1日までに、別に定めるところにより、事前申込書に係る書類を添付して、知事が指定する機関（以下「指定機関」という）を経由して知事に提出するものとする。</p> <p>2 一略一</p> <p>3 前項の受理決定の通知を受けた者は、補助対象設備と同時に導入した太陽光発電設備による電力受給開始日後30日を経過する日又は令和7年1月31日のいずれか早い日まで（既に電力受給を開始している者は、受理決定通知後30日以内）に、別に定めるところにより、補助金交付申請書（兼実績報告書）に係る書類を添付して、指定機関を経由して知事に提出するものとする。<u>ただし、第3条第1項又は第2項に掲げる要件を満たさなくなった場合には、同月31日までに取下げ届を指定機関を経由して知事に提出するものとする。</u></p> <p>4及び5 一略一</p> <p>（木質バイオマス燃焼機器及び地中熱利用装置に係る補助金の交付手続）</p> <p>第6条 木質バイオマス燃焼機器及び地中熱利用装置に係る補助金の交付を受けようとする者は、令和6年3月1日から同年7月1日まで又は同年8月1日から同年11月29日までに、別に定めるところにより、補助金交付申請書に係る書類を添付して、指定機関を経由して知事に提出するものとする。</p> <p>2～6 一略一</p> <p>別表</p>

補助対象設備	補助対象経費	補助金の額
一略一	一略一	一略一
木質バイオマス燃焼機器（ストーブ）（「やまがた省エネ健	一略一	一略一

補助対象設備	補助対象経費	補助金の額
一略一	一略一	一略一
木質バイオマス燃焼機器（ストーブ）（「やまがた省エネ健	一略一	一略一

康住宅新築支援事業費補助金」又は「やまがた省エネ健康住宅・再エネ設備パッケージ補助金」と同時申請の場合)		
—略—	—略—	—略—

康住宅新築支援事業費補助金」若しくは「やまがた省エネ健康住宅・再エネ設備パッケージ補助金」と同時申請の場合又はやまがた省エネ健康住宅認定証を取得しようとする場合(ただし、第6条第1項に規定する補助金交付申請書の提出時点で住宅の工事が完了していないものに限る。))		
—略—	—略—	—略—